

あなたの支えがみんなの助け合いにつながります。

交通災害共済は県内111市町村で運営する助け合いの制度です。

●交通災害共済とは

会員が交通事故により死傷した場合に、地方自治体として救済対策を講じることを目的とした、県民相互救済の制度です。

●どなたでも加入OK!

市町村の区域内に居住している方、並びにそのご家族と生計を一にしている家族で、県外に単身赴任している方や学生の方も加入できます。ただし、家族であっても県外に就職し、独立して生計を維持している人は除きます。

●カンタンお申し込み

加入申込書に会費を添えて、市役所、町村役場（支所・連絡所）又は銀行、農協、自治会、町内会等で取扱いしています。

●会費は年間わずか500円

ひとり年額500円です。途中加入の場合も同額です。

●共済期間は

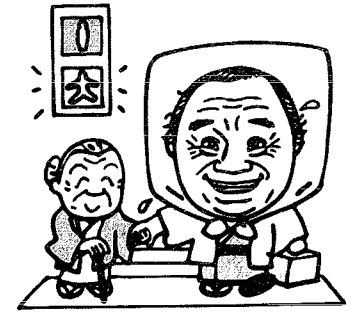
平成13年 平成14年
4月1日から3月31日まで

※途中加入の場合は、加入した翌日から平成14年3月31日までです。

見舞金
3万円 (実治療7日~)
最高120万円
(死亡)

会費年間ひとり
500円

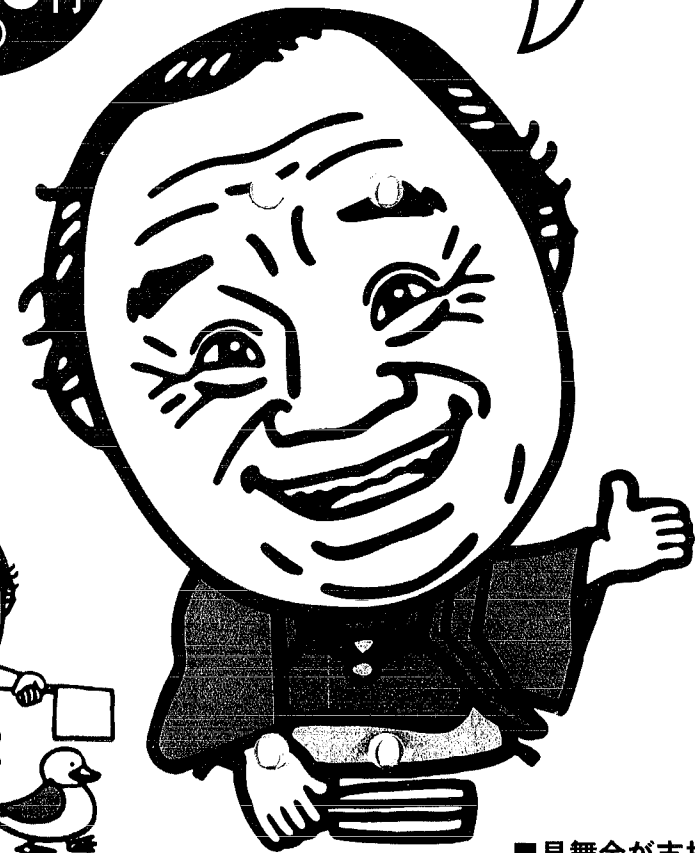
ご町内のみなさうん。入るなら、交通災害共済ですヨ。



●見舞金額

不幸にして交通災害にあわれた場合、下記の表の見舞金が支給されます。(請求は実治療日数7日以上からです。)

| 等級 | 災害の程度 | 金額 |
|----|--|------------|
| 1 | 死亡 | 1,200,000円 |
| 2 | 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の等級区分1級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害で常に他人の介護を要するもの | 1,200,000円 |
| 3 | 身体障害者福祉法施行規則別表第5の等級区分2級の障害並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害 | 700,000円 |
| 4 | 入院36日以上を含む実治療日数107日以上 of 傷害 | 200,000円 |
| 5 | 入院27日以上を含む実治療日数88日以上 of 傷害 | 170,000円 |
| 6 | 入院15日以上を含む実治療日数72日以上 of 傷害 | 140,000円 |
| 7 | 入院12日以上を含む実治療日数57日以上 of 傷害 | 120,000円 |
| 8 | 入院5日以上を含む実治療日数43日以上 of 傷害 | 100,000円 |
| 9 | 入院通院の実治療日数27日以上 of 傷害 | 70,000円 |
| 10 | 入院通院の実治療日数13日以上 of 傷害 | 50,000円 |
| 11 | 入院通院の実治療日数7日以上 of 傷害 | 30,000円 |



ルールを守って、交通安全!



加入者の声

家族みんなが入れる 元自治会役員Aさん
交通災害共済に加入したのは20年前です。お年寄りでも入れることを知って母にすすめたことを覚えています。当時、交通量が急にふ増え散歩によく出かける母がもし万が一、事故に合ったらと考えたからです。入院通院で見舞金が出て、運営が市町村なので安心と思い、家族そろって加入しました。交通事故には気をつけているつもりですが、いつあうか不安です。ぜひ、みなさんにも共済加入をすすめたいですね。

加入者の声

自転車の事故で見舞金 主婦Bさん
住まいが新興住宅地なので、近くにお店がなく、買い物をするときはいつも自転車を使っています。ところが、先日、降りようとしたときに誤って転倒してしまい、腰の骨を損傷する大ケガをしてしまいました。自分の不注意で転んだので、まさか見舞金がいただけるとは思っていませんでしたが、自損事故でも対象になると知って、加入していて良かったと思いました。

●見舞金の請求期間は

交通災害を受けた日から起算して原則として1年以内です。1年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。

■見舞金の請求書類

下記の書類を必要とします。

| 必要な書類 | 見舞金種別 | 死亡 | 傷害 | 葬祭費 | 死傷慰金 |
|-------------------|-------|----|----|-----|------|
| 会員証(提示) | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 交通事故証明書等 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 運転免許証(提示) | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 診断書 | | | ○ | | |
| 死亡診断書又は死体検案書 | | ○ | | ○ | ○ |
| 障害診断書及び身体障害者手帳の写し | | | ○ | | |
| 柔道整復師の施術証明書 | | | ○ | | |
| 戸籍謄本(抄本) | | ○ | | ○ | ○ |
| 同一生計調書 | | ○ | | ○ | ○ |
| その他組合長が必要と認める書類 | | ○ | ○ | ○ | ○ |

■見舞金が支払われないもの

- 会員の故意又は重大な過失による場合。
- 会員の無免許・無資格運転又は酒気帯び運転の場合。(これらの事情を知りながら同乗の場合を含む。)
- 会員の犯罪行為中の場合。
- 会員又はその遺族が不正に見舞金の支給を受けようとした場合。
- 地震・洪水その他天災による事故。
- 交通事故証明書がないと見舞金が減額されることがあります。

※詳しくは、市町村役場の窓口におたずね下さい。

■対象となる交通災害

| 対象となる交通機関 | 対象となる交通事故範囲 |
|--------------------------------|--|
| 自動車、オートバイ、自転車など | 道路上で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故。 |
| 汽車、電車、気動車、モノレール及びケーブルカー | 鉄道道路で交通に起因した事故。(人の死傷が伴うもの) |
| 身体障害者用車いす(手動式車いす、電動車いす、電動三輪車等) | 道路で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故。(身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供する車いす) |